

バス情報の静的・動的データ利活用検討会設置要綱

(名称)

第1条 本会議は、「バス情報の静的・動的データ利活用検討会」（以下「バス情報検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 バス情報検討会は、交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）及び明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）等の着実な実施を図るため、国土交通省と有識者、関係事業者等とが、経路検索に必要なバス情報のデータ利活用方策について検討を進めることを目的とする。

(構成)

第3条 バス情報検討会に属すべき委員は、有識者の中から、国土交通省総合政策局公共交通政策部長が委嘱する。

(座長)

第4条 バス情報検討会には座長を置く。

2 座長は、バス情報検討会の会務を処理し、バス情報検討会を代表する。

3 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、バス情報検討会の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、バス情報検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(庶務)

第6条 バス情報検討会の庶務は、国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、バス情報検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。